



こんなときは『年金の届出』が必要です！

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは

ここ(届出先)で

こうしましょう

被保険者の資格等に関する届出

20歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	上三川町役場保険課	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	上三川町役場保険課	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→社会保険事務所	再交付の手続きをする

保険料に関する届出

口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫・社会保険事務所	口座振替依頼書を提出する
保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	金額又は一部免除の申請をする 30歳未満の人→若年者納付猶予申請をする
学生で保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	学生納付特例の申請をする

給付に関する届出

65歳になったとき	第1号被保険者期間のみ→上三川町役場保険課 第3号被保険者期間を含む→社会保険事務所	老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	受診日が第1号被保険者→上三川町役場保険課 初診日が第3号被保険者→社会保険事務所 20歳前に障がいになった場合→上三川町役場保険課	障害基礎年金の受給手続きをする
死亡したとき	上三川町役場保険課	国民年金加入中の人→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

年金を増やすための手続き

定額以上の保険料を納めたい	上三川町役場保険課	付加保険料の手続きをする
海外に移住する場合	日本国内に協力者がいる→上三川町役場保険課 日本国内に協力者がいない→最後の住居地の社会保険事務所又は千代田社会保険事務所(東京都千代田区三番町22)	任意加入の手続きをする
60歳～65歳になるまで	上三川町役場保険課	高齢任意加入の手続きをする

▼問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎9 1 3 4・宇都宮西社会保険事務所 ☎028 (622) 4222